

一般廃棄物処理施設等へ立入検査をする職員の身分証明書の有効期間の廃止

① 提案の概要

一般廃棄物処理施設等への2年間有効とされている立入検査をする職員の身分を示す証明書の有効期間を市の裁量に委ねる。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条に基づく立入検査を行う場合において、当該立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならないとされているが、当該証明書の有効期間は2年間とされ、2年毎に証明書の更新手続き・事務が必要となっている。

一方、類似の環境法令の水質汚濁防止法や大気汚染防止法等における立入検査を行う職員の身分を示す証明書については、平成19年環境省令第11号による改正で、有効期限を設けることとされたものの、その期間については、地方公共団体の裁量に任せられている。

同じ環境法令でありながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、地方自治体の裁量が認められておらず、柔軟な運用ができない状況である。

立入検査に係る身分を示す証明書の有効期間が廃止されれば、市の責任において、地域の実情に応じた証明書の有効期間を設定することができるようになり、事務の効率化が期待できる。

③ 法律名・条項番号等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第14条及び様式第36号